



山形県公報

平成18年6月30日(金)
第1754号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                               |                |     |
|-------------------------------|----------------|-----|
| 山形県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則.....   | (税 政 課) ...    | 958 |
| 山形県産業廃棄物税条例施行規則.....          | ( 同 ) ...      | 同   |
| 山形県産業廃棄物税基金条例の施行期日を定める規則..... | (循環型社会推進課) ... | 996 |

### 告 示

|                                  |                      |      |
|----------------------------------|----------------------|------|
| 救急病院等の告示.....                    | (健康福祉企画課) ...        | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | ( 同 ) ...            | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | ( 同 ) ...            | 997  |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....           | ( 同 ) ...            | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | ( 同 ) ...            | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....        | ( 同 ) ...            | 999  |
| 介護保険法による指定試験実施機関の指定.....         | (長寿社会課) ...          | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 同    |
| 障害者就業・生活支援センターの変更の届出.....        | (雇用労政課) ...          | 1000 |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....           | (置賜総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....       | (都市計画課) ...          | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 同.....                           | ( 同 ) ...            | 1001 |
| 県道の供用の開始.....                    | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                    | ( 同 ) ...            | 同    |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....            | (出 納 局) ...          | 1002 |
| 県証紙売りさばき所の変更.....                | ( 同 ) ...            | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の設立.....       | 同    |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 1003 |
| 政治団体の解散.....       | 1004 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同    |
| 同.....             | 1005 |
| 同.....             | 1006 |
| 同.....             | 1007 |
| 資金管理団体の指定.....     | 1008 |

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ... | 1009 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同.....                    | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 1010 |

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ... 同 |
| 一般競争入札の公告.....          | (情報企画課) ... 同       |
| 同 .....                 | (米沢女子短期大学) ...1012  |
| 同 .....                 | (出納局) ...1013       |

## 正 誤

規 則

山形県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第84号

山形県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)の施行期日は、平成18年10月1日とする。ただし、同条例中附則第5項の規定の施行期日は、同年7月1日とする。

山形県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第85号

山形県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の定めるところによる。

(委任)

第3条 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

- (1) 条例第9条の規定による課税免除に関する事。
- (2) 条例第11条第2項の規定による特別徴収義務者の指定に関する事。
- (3) 条例第12条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録に関する事。
- (4) 条例第12条第3項の規定による特別徴収義務者に対する証票の交付に関する事。
- (5) 条例第12条第6項の規定による証票の返納の受理に関する事。
- (6) 条例第12条第7項の規定による特別徴収義務者としての登録の変更に関する事。
- (7) 条例第13条の規定による申告納入に関する事。
- (8) 条例第14条の規定による徴収猶予に関する事。
- (9) 条例第15条の規定による徴収不能額等の還付及び納入義務の免除に関する事。
- (10) 条例第16条の規定による申告納付すべき納税者としての届出の受理等に関する事。
- (11) 条例第17条の規定による申告納付に関する事。
- (12) 条例第18条の規定による減免に関する事。
- (13) 条例第23条の規定による帳簿の記録等に関する事。
- (14) 第7条第1項の規定による証票の再交付に関する事。
- (15) 第10条の規定による埋立処分の終了等の届出の受理に関する事。

(課税標準の端数計算)

第4条 産業廃棄物税の課税標準である重量を計算する場合において、その重量に0.001トン未満の端数があるとき、又はその全重量が0.001トン未満であるときは、その端数重量又はその全重量を切り捨てる。

(換算して得た重量)

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業

廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

| 産業廃棄物の種類                                                                  | 換算係数 |
|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この表において「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に掲げる燃え殻    | 1.14 |
| 2 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥                                                   | 1.10 |
| 3 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油                                                   | 0.90 |
| 4 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類                                             | 0.35 |
| 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に掲げる紙くず | 0.30 |
| 6 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず                                                  | 0.55 |
| 7 廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず                                                 | 0.12 |
| 8 廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物    | 1.00 |
| 9 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げると畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 | 1.00 |
| 10 廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず                                                | 0.52 |
| 11 廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず                                                | 1.13 |
| 12 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず                               | 1.00 |
| 13 廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい                                                 | 1.93 |
| 14 廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げる工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物           | 1.48 |
| 15 廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿                                             | 1.00 |
| 16 廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体                                              | 1.00 |
| 17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                          | 1.26 |
| 18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物                                              | 1.00 |

備考 換算係数は、産業廃棄物の容量1立方メートル当たりのトン数とする。

(課税免除の手続)

第6条 条例第9条の規定による産業廃棄物税の課税免除を受けようとする者は、産業廃棄物税課税免除申請書に搬入に係る産業廃棄物が同条に規定する事由により排出された産業廃棄物であることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、条例第9条に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の証票をき損した場合等の措置)

第7条 条例第12条第3項の規定により証票の交付を受けた者は、その証票をき損し、又は亡失したときは、遅滞

なく、証票の再交付を申請しなければならない。この場合において、申請した理由がき損によるものであるときは、その証票を返納しなければならない。

- 2 条例第12条第6項の規定により証票を返納する場合において、その証票を亡失しているときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物埋立処分終了・休止・再開届出書にその旨を記載した上で知事に提出すれば足りるものとする。

(徴収猶予における担保の提供を免除する場合の要件等)

第8条 条例第14条第1項に規定する規則で定める要件は、同項に規定する徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が、当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみて、その徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとする。

- 2 条例第14条第1項の規定により担保を提供しようとする者は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定の例により担保を提供し、かつ、担保提供書を提出しなければならない。

(減免の通知)

第9条 知事は、条例第18条第1項の申請を受理したときは、同項の規定により減免するかどうかについて、当該申請を行った申告納付すべき納税者に通知するものとする。

(産業廃棄物の埋立処分終了等の届出)

第10条 条例第21条に規定する特別徴収義務者等は、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(文書の様式等)

第11条 条例及びこの規則の規定による文書の様式その他の書式は、別表に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 条例附則第5項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付並びに申告納付すべき納税者としての届出は、第11条の規定の例により行わなければならない。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

11 山形県産業廃棄物税条例施行規則に基づく次の事項

(1) 第3条の規定による次の事項

- イ 山形県産業廃棄物税条例(以下この項において「条例」という。)第9条の規定による課税免除に関すること
- ロ 条例第11条第2項の規定による特別徴収義務者の指定に関すること
- ハ 条例第12条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録に関すること
- ニ 条例第12条第3項の規定による特別徴収義務者に対する証票の交付に関すること
- ホ 条例第12条第6項の規定による証票の返納の受理に関すること
- ヘ 条例第12条第7項の規定による特別徴収義務者としての登録の変更に関すること
- ト 条例第13条の規定による申告納入に関すること
- チ 条例第14条の規定による徴収猶予に関すること
- リ 条例第15条の規定による徴収不能額等の還付及び納入義務の免除に関すること
- ヌ 条例第16条の規定による申告納付すべき納税者としての届出の受理等に関すること
- ル 条例第17条の規定による申告納付に関すること
- ヲ 条例第18条の規定による減免に関すること
- ワ 条例第23条の規定による帳簿の記録等に関すること
- カ 第7条第1項の規定による証票の再交付に関すること
- ヨ 第10条の規定による埋立処分の終了等の届出の受理に関すること

## 別表

| 様式<br>の<br>名<br>称                    | 様式番号     | 根拠規定                                                  |
|--------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物税課税免除申請書                        | 別記様式第1号  | 第6条第1項                                                |
| 産業廃棄物税課税免除<br>承認<br>不承認<br>通知書       | 別記様式第2号  | 第6条第2項                                                |
| 産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書                   | 別記様式第3号  | 条例第11条第2項                                             |
| 産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書                   | 別記様式第4号  | 条例第12条第1項                                             |
| 産業廃棄物税特別徴収義務者証票                      | 別記様式第5号  | 条例第12条第3項                                             |
| 産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書                 | 別記様式第6号  | 条例第12条第7項                                             |
| 産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書                | 別記様式第7号  | 第7条第1項                                                |
| 産業廃棄物税納入申告書                          | 別記様式第8号  | 条例第13条第1項                                             |
| 産業廃棄物税の納入(納付)に係る期間等指定通知書             | 別記様式第9号  | 条例第13条第2項<br>又は第17条第2項                                |
| 産業廃棄物税徴収猶予申請書                        | 別記様式第10号 | 条例第14条第1項                                             |
| 産業廃棄物税担保提供書                          | 別記様式第11号 | 第8条第2項                                                |
| 産業廃棄物税徴収猶予<br>承認<br>不承認<br>通知書       | 別記様式第12号 | 条例第14条第2項<br>で準用する地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第4項 |
| 産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書                  | 別記様式第13号 | 条例第15条第1項                                             |
| 産業廃棄物税還付(納入義務免除)<br>承認<br>不承認<br>通知書 | 別記様式第14号 | 条例第15条第4項                                             |
| 産業廃棄物税申告納付すべき納税者届出書                  | 別記様式第15号 | 条例第16条第1項                                             |
| 産業廃棄物税申告納付すべき納税者変更届出書                | 別記様式第16号 | 条例第16条第2項                                             |
| 産業廃棄物税納付(修正)申告書                      | 別記様式第17号 | 条例第17条第1項<br>又は第4項                                    |
| 産業廃棄物税減免申請書                          | 別記様式第18号 | 条例第18条第1項                                             |
| 産業廃棄物税減免<br>承認<br>不承認<br>通知書         | 別記様式第19号 | 第9条                                                   |
| 産業廃棄物税更正・決定・加算金決定・納額通知書              | 別記様式第20号 | 条例第19条                                                |
| 産業廃棄物税更正請求書                          | 別記様式第21号 | 法第20条の9の3<br>第1項又は第2項                                 |

|                                     |          |             |
|-------------------------------------|----------|-------------|
| 産業廃棄物税納税管理人<br>設定<br>変更 申告書<br>異動   | 別記様式第22号 | 条例第21条      |
| 産業廃棄物税納税管理人<br>設定<br>変更 承認申請書<br>異動 | 別記様式第23号 | 条例第21条      |
| 産業廃棄物税納税管理人<br>承認<br>不承認 通知書        | 別記様式第24号 | 条例第21条      |
| 産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書                 | 別記様式第25号 | 法第733条の6第2項 |
| 産業廃棄物税納税管理人不設定<br>認定<br>不認定 通知書     | 別記様式第26号 | 法第733条の6第2項 |
| 産業廃棄物埋立処分<br>終了<br>休止 届出書<br>再開     | 別記様式第27号 | 第10条        |

別記  
様式第1号

受付印

産業廃棄物税課税免除申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申請者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 印  
電話 番

産業廃棄物税の課税免除を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

|                             |      |             |           |            |
|-----------------------------|------|-------------|-----------|------------|
| 課税免除を受けようとする産業廃棄物を搬入する最終処分場 | 所在地  |             |           |            |
|                             | 名称   |             |           |            |
| 課税免除を受けようとする産業廃棄物           | 月 別  | 課税標準たる重量（ア） | 税 率（イ）    | 税 額（ア）×（イ） |
|                             | 年 月分 | トン          | 1,000円/トン | 円          |
|                             | 年 月分 | トン          | 1,000円/トン | 円          |
|                             | 年 月分 | トン          | 1,000円/トン | 円          |
|                             | 合 計  |             |           | 円          |
| 申 請 理 由                     |      |             |           |            |

- （注） 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。  
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。  
 3 課税免除の対象となることを証明する書類を添付してください。

別紙

## 課税標準に関する明細書

年 月分

| 課税免除を受けようとする産業廃棄物を搬入する最終処分場の名称                     |         |                            |             |                     |
|----------------------------------------------------|---------|----------------------------|-------------|---------------------|
| 区 分                                                | 重量による搬入 | 容量による搬入<br>(重量による計測が困難な場合) |             |                     |
| 産業廃棄物の種類                                           | 重量      | 容量<br>(ア)                  | 換算係数<br>(イ) | 換算して得た重量<br>(ア)×(イ) |
| 燃え殻                                                | トン      | m <sup>3</sup>             | 1.14        | トン                  |
| 汚泥                                                 |         |                            | 1.10        |                     |
| 廃油                                                 |         |                            | 0.90        |                     |
| 廃プラスチック類                                           |         |                            | 0.35        |                     |
| 紙くず                                                |         |                            | 0.30        |                     |
| 木くず                                                |         |                            | 0.55        |                     |
| 繊維くず                                               |         |                            | 0.12        |                     |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物  |         |                            | 1.00        |                     |
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 |         |                            | 1.00        |                     |
| ゴムくず                                               |         |                            | 0.52        |                     |
| 金属くず                                               |         |                            | 1.13        |                     |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず                              |         |                            | 1.00        |                     |
| 鋳さい                                                |         |                            | 1.93        |                     |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物          |         |                            | 1.48        |                     |
| 動物のふん尿                                             |         |                            | 1.00        |                     |
| 動物の死体                                              |         |                            | 1.00        |                     |
| ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                          |         |                            | 1.26        |                     |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物                |         |                            | 1.00        |                     |
| 計                                                  | (ウ)     |                            |             | (エ)                 |
| 合計 (ウ) + (エ)                                       |         |                            |             | トン                  |

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。  
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。



様式第2号

| 産業廃棄物税課税免除 承認 通知書<br>不承認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |      |             |           |                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|-----------|----------------------|
| <p>申請者<br/>住（居）所又は所在地<br/>氏名又は名称及び代表者氏名 様</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |             |           | <p>第 号<br/>年 月 日</p> |
| <p>山形県何総合支庁長<br/>氏 名 印</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |             |           |                      |
| <p>年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の課税免除について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。</p> <p>承認しませんでした</p> <p>この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |      |             |           |                      |
| 課税免除をする産業廃棄物を搬入する最終処分場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      | 所在地         |           |                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      | 名称          |           |                      |
| 課税免除をする産業廃棄物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 月 別  | 課税標準たる重量（ア） | 税 率（イ）    | 税 額（ア）×（イ）           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 年 月分 | トン          | 1,000円/トン | 円                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 年 月分 | トン          | 1,000円/トン | 円                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 年 月分 | トン          | 1,000円/トン | 円                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 合 計  |             |           |                      |
| 承認しない場合の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |             |           |                      |
| 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |             |           |                      |

様式第3号

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書

第 号  
年 月 日

被指定者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを下記の最終処分場における産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者と認め、山形県産業廃棄物税条例第11条第2項の規定により特別徴収義務者に指定しましたので、通知します。

なお、特別徴収義務者に指定された者は、山形県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりませんので、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書を提出してください。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

|                       |                            |                                 |       |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------|-------|
| 最<br>終<br>処<br>分<br>場 | 所 在 地                      |                                 |       |
|                       | 名 称                        |                                 |       |
|                       | 最<br>終<br>処<br>分<br>業<br>者 | 住（居）所又は<br>所 在 地                |       |
|                       |                            | 氏 名 又 は<br>名 称 及 び<br>代 表 者 氏 名 |       |
| 指 定 年 月 日             |                            |                                 | 年 月 日 |

様式第4号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 印  
電話                      番

山形県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請します。

|                     |                      |          |            |     |
|---------------------|----------------------|----------|------------|-----|
| 最終処分場               | 所在地                  |          |            |     |
|                     | 名称                   |          |            |     |
| 最終処分場の<br>設備の<br>概要 | 許可年月日                | 年 月 日    | 許可番号       | 第 号 |
|                     | 処分場の規模               | 面積 $m^2$ | 埋立容量 $m^3$ |     |
|                     | 処理する<br>産業廃棄物の<br>種類 |          |            |     |
|                     | 重量計の有無               | 有・無      | 中間処理施設の有無  | 有・無 |
| 埋立処分の開始年月日          | 年 月 日                |          |            |     |
| 備考                  |                      |          |            |     |

産業廃棄物税特別徴収義務者証票（第 号）を受領しました。

年 月 日

住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

- （注）
- 1 この申請書は、登録台帳となるものですから明確に記入してください。
  - 2 埋立処分の開始年月日は、処分場の使用開始年月日を記入してください。
  - 3 産業廃棄物処分業許可証の写し及び最終処分場付近の見取図を添付してください。

様式第5号

産業廃棄物税特別徴収義務者証票

登録番号  
第 号

産業廃棄物税  
特別徴収義務者証

産



山形県

縦 90ミリメートル

横 145ミリメートル

様式第 6 号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

山形県産業廃棄物税条例第12条第7項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録の変更を申請します。

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 最終処分場 | 所在地 |     |
|       | 名称  |     |
| 登録番号  | 第   | 号   |
| 変更事項  | 変更前 |     |
|       | 変更後 |     |
| 変更理由  |     |     |
| 変更年月日 | 年   | 月 日 |
| 備考    |     |     |

（注） 変更の内容を証明する書類を添付してください。

様式第7号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書

山形県何総合支庁長 殿

年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 番

下記の証票を き損した 亡失した ので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第7条第1項の規定により、再交付を申請します。

|                           |       |      |   |
|---------------------------|-------|------|---|
| 最終処分場                     | 所在地   |      |   |
|                           | 名称    |      |   |
| き損し、又は亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票 | 交付年月日 | 登録番号 |   |
|                           | 年 月 日 | 第    | 号 |
| き損し、又は亡失した年月日             | 年 月 日 |      |   |
| き損し、又は亡失した理由              |       |      |   |

産業廃棄物税特別徴収義務者証票（第 号）を受領しました。

年 月 日

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

- （注）
- 1 申請の理由がき損によるものであるときは、き損した産業廃棄物税特別徴収義務者証票を添付してください。
  - 2 登録番号の欄には、き損し、又は亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票の番号を記入してください。

様式第8号

受付印

産業廃棄物税納入申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

山形県産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税を申告します。

|       |             |           |           |  |
|-------|-------------|-----------|-----------|--|
| 最終処分場 | 所在地         |           |           |  |
|       | 名称          |           |           |  |
| 登録番号  | 第           | 号         |           |  |
| 月 別   | 課税標準たる重量(ア) | 税率(イ)     | 税額(ア)×(イ) |  |
| 年 月分  | トン          | 1,000円/トン | 円         |  |
| 年 月分  | トン          | 1,000円/トン | 円         |  |
| 年 月分  | トン          | 1,000円/トン | 円         |  |
| 合 計   |             |           | 円         |  |

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書(別紙)を作成し、添付してください。  
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。  
 3 山形県産業廃棄物税条例第9条の規定により課税免除に該当することとなった産業廃棄物が最終処分場に搬入された場合は、その重量を(ア)の欄に外数で下段に括弧書きするとともに、当該課税免除に係る承認通知書の写しを添付してください。

別紙

## 課税標準に関する明細書

年 月分

| 最終処分場の名称                                           |         |                            |             |                     |
|----------------------------------------------------|---------|----------------------------|-------------|---------------------|
| 区分                                                 | 重量による搬入 | 容量による搬入<br>(重量による計測が困難な場合) |             |                     |
| 産業廃棄物の種類                                           | 重量      | 容量<br>(ア)                  | 換算係数<br>(イ) | 換算して得た重量<br>(ア)×(イ) |
| 燃え殻                                                | トン      | m <sup>3</sup>             | 1.14        | トン                  |
| 汚泥                                                 |         |                            | 1.10        |                     |
| 廃油                                                 |         |                            | 0.90        |                     |
| 廃プラスチック類                                           |         |                            | 0.35        |                     |
| 紙くず                                                |         |                            | 0.30        |                     |
| 木くず                                                |         |                            | 0.55        |                     |
| 繊維くず                                               |         |                            | 0.12        |                     |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物  |         |                            | 1.00        |                     |
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 |         |                            | 1.00        |                     |
| ゴムくず                                               |         |                            | 0.52        |                     |
| 金属くず                                               |         |                            | 1.13        |                     |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず                              |         |                            | 1.00        |                     |
| 鋳さい                                                |         |                            | 1.93        |                     |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物          |         |                            | 1.48        |                     |
| 動物のふん尿                                             |         |                            | 1.00        |                     |
| 動物の死体                                              |         |                            | 1.00        |                     |
| ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                          |         |                            | 1.26        |                     |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物                |         |                            | 1.00        |                     |
| 計                                                  | (ウ)     |                            |             | (エ)                 |
| 合計 (ウ) + (エ)                                       |         |                            |             | トン                  |

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。  
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。



様式第9号

産業廃棄物税の納入（納付）に係る期間等指定通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長  
氏 名 印

山形県産業廃棄物税条例第13条第2項（第17条第2項）の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の納入（納付）に係る期間及び期限を指定します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 納 入 （ 納 付 ）<br>に 係 る 期 間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| 納 入 （ 納 付 ） 期 限          | 年 月 日            |
| 指 定 の 理 由                |                  |
| 備 考                      |                  |

様式第10号

受付印

産業廃棄物税徴収猶予申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

産業廃棄物税の納入についての徴収猶予を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

|                |                         |        |                         |  |
|----------------|-------------------------|--------|-------------------------|--|
| 最終処分場          | 所在地                     |        |                         |  |
|                | 名称                      |        |                         |  |
| 登録番号           | 第 号                     | 納入期限   | 年 月 日                   |  |
| 月 別            | 申告税額（ア）                 | 納入額（イ） | 徴収猶予を受けようとする税額（ア） - （イ） |  |
| 年 月分           | 円                       | 円      | 円                       |  |
| 年 月分           | 円                       | 円      | 円                       |  |
| 年 月分           | 円                       | 円      | 円                       |  |
| 合計             |                         |        | 円                       |  |
| 徴収猶予を受けようとする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで         |        |                         |  |
| 担保の提供          | 有・無<br>(無の場合の理由: _____) |        |                         |  |
| 申請理由           |                         |        |                         |  |

(注) 各月ごとに産業廃棄物税徴収猶予申請額の明細書(別紙)を作成し、添付してください。



様式第11号

受付印

産業廃棄物税担保提供書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

担保提供者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 番

産業廃棄物税の納入についての徴収猶予を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、その猶予に係る金額に相当する担保として、下記担保物を提供します。

担保物の表示

（注） この担保提供書には、担保物が国債、地方債及び社債その他の有価証券である場合には供託書の正本、登録国債である場合には担保権設定の登録済通知書、社債等登録法第3条の規定により登録した社債である場合には担保権設定の登録済証、不動産等である場合には抵当権設定登記（登録）承諾書、印鑑証明書等を添付してください。

様式第12号

| 産業廃棄物税徴収猶予 承認 通知書<br>不承認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |        |                        |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|------------------------|---|
| <p>特別徴収義務者<br/>住（居）所又は所在地<br/>氏名又は名称及び代表者氏名 様</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第               | 年      | 月                      | 日 |
| 山形県何総合支庁長<br>氏 名 印                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |        |                        |   |
| <p>年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例第14条第2項で準用する地方税法第15条第4項の規定により通知します。</p> <p>この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |                 |        |                        |   |
| 最終処分場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所在地             |        |                        |   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 名称              |        |                        |   |
| 登録番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 第 号             | 納入期限   | 年 月 日                  |   |
| 月 別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 申告税額（ア）         | 納入額（イ） | 徴収猶予をする税額<br>（ア） - （イ） |   |
| 年 月分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 円               | 円      | 円                      |   |
| 年 月分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 円               | 円      | 円                      |   |
| 年 月分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 円               | 円      | 円                      |   |
| 合 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | /               |        | 円                      |   |
| 徴収猶予をする期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 年 月 日から 年 月 日まで |        |                        |   |
| 徴収猶予をする理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |        |                        |   |
| 提供する担保                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |        |                        |   |
| 承認しない場合の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |        |                        |   |

様式第13号

受付印

産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 番

山形県産業廃棄物税条例第15条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の還付納入義務免除を申請します。

|                                       |                         |                         |         |  |
|---------------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------|--|
| 最終処分場                                 | 所在地                     |                         |         |  |
|                                       | 名称                      |                         |         |  |
| 登録番号                                  | 第 号                     | 還付又は納入義務免除を受けようとする税額の合計 | 円       |  |
| 月 別                                   | 年 月分                    | 年 月分                    | 年 月分    |  |
| 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 (ア)                 | トン                      | トン                      | トン      |  |
| 受け取るべき埋立処分の料金 (イ)                     | 円                       | 円                       | 円       |  |
| (イ)のうち既に受け取った埋立処分料金                   | 円                       | 円                       | 円       |  |
| 納入すべき金額 (ア) × 税率 (ウ)                  | 円                       | 円                       | 円       |  |
| (ウ)のうち既に納入した税額及び納入年月日                 | 円 年 月 日                 | 円 年 月 日                 | 円 年 月 日 |  |
| 還付又は納入義務免除を受けようとする税額                  | 円                       | 円                       | 円       |  |
| 埋立処分を委託した者の住(居)所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名 |                         |                         |         |  |
| 申請理由                                  |                         |                         |         |  |
| 還付を受けようとする口座番号                        | 銀行 支店<br>普通預金・当座預金 口座番号 |                         |         |  |

- (注) 1 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量については、小数点以下3位未満を切り捨ててください。  
2 還付又は納入義務免除を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

様式第14号

産業廃棄物税還付（納入義務免除）承認  
不承認 通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付（納入義務免除）について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例第15条第4項の規定により通知します。  
承認しませんでした

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

|            |       |                    |   |  |
|------------|-------|--------------------|---|--|
| 最終処分場      | 所在地   |                    |   |  |
|            | 名称    |                    |   |  |
| 登録番号       | 第 号   | 還付又は納入義務免除をする税額の合計 | 円 |  |
| 月 別        | 申 請 額 | 決 定 額              |   |  |
| 年 月分       | 円     | 円                  |   |  |
| 年 月分       | 円     | 円                  |   |  |
| 年 月分       | 円     | 円                  |   |  |
| 承認しない場合の理由 |       |                    |   |  |

様式第15号

受付印

産業廃棄物税申告納付すべき納税者届出書

山形県何総合支庁長 殿

年 月 日

申告納付すべき納税者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 印  
電話 番

山形県産業廃棄物税条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

|                     |                      |       |                     |                |
|---------------------|----------------------|-------|---------------------|----------------|
| 最終処分場               | 所在地                  |       |                     |                |
|                     | 名称                   |       |                     |                |
| 最終処分場の<br>設備の<br>概要 | 許可年月日                | 年 月 日 | 許可番号                | 第 号            |
|                     | 処分場の規模               | 面積    | m <sup>2</sup> 埋立容量 | m <sup>3</sup> |
|                     | 処理する<br>産業廃棄物の<br>種類 |       |                     |                |
|                     | 重量計の有無               | 有・無   | 中間処理施設の有無           | 有・無            |
| 埋立処分の開始年月日          | 年 月 日                |       |                     |                |
| 備考                  |                      |       |                     |                |

- (注) 1 この申請書は、登録台帳となるものですから明確に記入してください。  
2 埋立処分の開始年月日は、処分場の使用開始年月日を記入してください。  
3 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し及び最終処分場付近の見取図を添付してください。



様式第16号

受付印

産業廃棄物税申告納付すべき納税者変更届出書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申告納付すべき納税者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

山形県産業廃棄物税条例第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 最終処分場 | 所在地 |       |
|       | 名称  |       |
| 変更事項  | 変更前 |       |
|       | 変更後 |       |
| 変更理由  |     |       |
| 変更年月日 |     | 年 月 日 |
| 備考    |     |       |

(注) 変更の内容を証明する書類を添付してください。

様式第17号

受付印

産業廃棄物税納付（修正）申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申告納付すべき納税者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

山形県産業廃棄物税条例第17条第1項（第4項）の規定により、下記のとおり（修正）申告します。

| 最終処分場            | 所在地  |              |            |                |            |                                |
|------------------|------|--------------|------------|----------------|------------|--------------------------------|
|                  | 名 称  |              |            |                |            |                                |
| 納<br>付<br>申<br>告 | 月 別  | 課税標準たる重量（ア）  | 税 率（イ）     | 税 額<br>（ア）×（イ） |            |                                |
|                  | 年 月分 | トン           | 1,000円/トン  | 円              |            |                                |
|                  | 年 月分 | トン           | 1,000円/トン  | 円              |            |                                |
|                  | 年 月分 | トン           | 1,000円/トン  | 円              |            |                                |
|                  | 合 計  |              |            | 円              |            |                                |
| 修<br>正<br>申<br>告 | 月 別  | 修正申告納付額      |            | 当初申告額          |            | 修正申告によって<br>納付すべき税額<br>（ウ）-（エ） |
|                  |      | 課税標準<br>たる重量 | 税 額<br>（ウ） | 課税標準<br>たる重量   | 税 額<br>（エ） |                                |
|                  | 年 月分 | トン           | 円          | トン             | 円          | 円                              |
|                  | 年 月分 | トン           | 円          | トン             | 円          | 円                              |
|                  | 年 月分 | トン           | 円          | トン             | 円          | 円                              |
| 合 計              |      |              |            |                | 円          |                                |

- （注）
- 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。
  - 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
  - 3 山形県産業廃棄物税条例第9条の規定の課税免除に該当することとなった産業廃棄物が最終処分場に搬入された場合は、その重量を該当欄に外数で下段に括弧書きするとともに、当該課税免除に係る承認通知書の写しを添付してください。

別紙

## 課税標準に関する明細書

年 月分

| 最終処分場の名称                                           |     |                |                            |                     |
|----------------------------------------------------|-----|----------------|----------------------------|---------------------|
| 区分                                                 |     | 重量による搬入        | 容量による搬入<br>(重量による計測が困難な場合) |                     |
| 産業廃棄物の種類                                           | 重量  | 容量<br>(ア)      | 換算係数<br>(イ)                | 換算して得た重量<br>(ア)×(イ) |
| 燃え殻                                                | トン  | m <sup>3</sup> | 1.14                       | トン                  |
| 汚泥                                                 |     |                | 1.10                       |                     |
| 廃油                                                 |     |                | 0.90                       |                     |
| 廃プラスチック類                                           |     |                | 0.35                       |                     |
| 紙くず                                                |     |                | 0.30                       |                     |
| 木くず                                                |     |                | 0.55                       |                     |
| 繊維くず                                               |     |                | 0.12                       |                     |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物  |     |                | 1.00                       |                     |
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 |     |                | 1.00                       |                     |
| ゴムくず                                               |     |                | 0.52                       |                     |
| 金属くず                                               |     |                | 1.13                       |                     |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず                              |     |                | 1.00                       |                     |
| 鉱さい                                                |     |                | 1.93                       |                     |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物          |     |                | 1.48                       |                     |
| 動物のふん尿                                             |     |                | 1.00                       |                     |
| 動物の死体                                              |     |                | 1.00                       |                     |
| ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                          |     |                | 1.26                       |                     |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物                |     |                | 1.00                       |                     |
| 計                                                  | (ウ) |                |                            | (エ)                 |
| 合計(ウ)+(エ)                                          |     |                |                            | トン                  |

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。  
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第18号

受付印

産業廃棄物税減免申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申告納付すべき納税者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

産業廃棄物税の減免を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例第18条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

| 最終処分場   | 所在地          |            |              |            |                    |
|---------|--------------|------------|--------------|------------|--------------------|
|         | 名称           |            |              |            |                    |
| 月 別     | 減 免 前        |            | 減 免 後        |            | 減 免 額<br>(ア) - (イ) |
|         | 課税標準<br>たる重量 | 税 額<br>(ア) | 課税標準<br>たる重量 | 税 額<br>(イ) |                    |
| 年 月分    | トン           | 円          | トン           | 円          | 円                  |
| 年 月分    | トン           | 円          | トン           | 円          | 円                  |
| 年 月分    | トン           | 円          | トン           | 円          | 円                  |
| 合 計     |              |            |              |            | 円                  |
| 申 請 理 由 |              |            |              |            |                    |

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。  
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。  
 3 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

| 最終処分場の名称                                           |                |         |                |                            |                |                     |     |  |
|----------------------------------------------------|----------------|---------|----------------|----------------------------|----------------|---------------------|-----|--|
| 区 分                                                |                | 重量による搬入 |                | 容量による搬入<br>(重量による計測が困難な場合) |                |                     |     |  |
| 産業廃棄物の種類                                           | 重量             |         | 容量<br>(ア)      |                            | 換算係数<br>(イ)    | 換算して得た重量<br>(ア)×(イ) |     |  |
|                                                    | 減免前            | 減免後     | 減免前            | 減免後                        |                | 減免前                 | 減免後 |  |
| 燃え殻                                                | トン             | トン      | m <sup>3</sup> | m <sup>3</sup>             | 1.14           | トン                  | トン  |  |
| 汚泥                                                 |                |         |                |                            | 1.10           |                     |     |  |
| 廃油                                                 |                |         |                |                            | 0.90           |                     |     |  |
| 廃プラスチック類                                           |                |         |                |                            | 0.35           |                     |     |  |
| 紙くず                                                |                |         |                |                            | 0.30           |                     |     |  |
| 木くず                                                |                |         |                |                            | 0.55           |                     |     |  |
| 繊維くず                                               |                |         |                |                            | 0.12           |                     |     |  |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物  |                |         |                |                            | 1.00           |                     |     |  |
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 |                |         |                |                            | 1.00           |                     |     |  |
| ゴムくず                                               |                |         |                |                            | 0.52           |                     |     |  |
| 金属くず                                               |                |         |                |                            | 1.13           |                     |     |  |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず                              |                |         |                |                            | 1.00           |                     |     |  |
| 鉱さい                                                |                |         |                |                            | 1.93           |                     |     |  |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物          |                |         |                |                            | 1.48           |                     |     |  |
| 動物のふん尿                                             |                |         |                |                            | 1.00           |                     |     |  |
| 動物の死体                                              |                |         |                |                            | 1.00           |                     |     |  |
| ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                          |                |         |                |                            | 1.26           |                     |     |  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物                |                |         |                |                            | 1.00           |                     |     |  |
| 計                                                  | (ウ)            | (エ)     | /              |                            |                | (オ)                 | (カ) |  |
| 合 計                                                | 減免前<br>(ウ)+(オ) |         | トン             |                            | 減免後<br>(エ)+(カ) |                     | トン  |  |

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。  
 2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第19号

産業廃棄物税減免 承認 通知書  
不承認

第 号  
年 月 日

申告納付すべき納税者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長  
氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の減免について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第9条の規定により通知します。承認しませんでした

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| 最終処分場      | 所在地               |            |                   |            |                    |
|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|--------------------|
|            | 名称                |            |                   |            |                    |
| 月 別        | 減 免 前             |            | 減 免 後             |            | 減 免 額<br>(ア) - (イ) |
|            | 課 税 標 準<br>たる 重 量 | 税 額<br>(ア) | 課 税 標 準<br>たる 重 量 | 税 額<br>(イ) |                    |
| 年 月分       | トン                | 円          | トン                | 円          | 円                  |
| 年 月分       | トン                | 円          | トン                | 円          | 円                  |
| 年 月分       | トン                | 円          | トン                | 円          | 円                  |
| 合 計        |                   |            |                   |            | 円                  |
| 承認しない場合の理由 |                   |            |                   |            |                    |
| 備 考        |                   |            |                   |            |                    |

様式第20号

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定・納額通知書

号  
第 年 月 日

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者  
住(居)所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長  
氏 名 印

地方税法第733条の16の規定により、下記のとおり更正・決定しましたから通知します。

この更正・決定に基づく不足税額、加算金額については、下記の指定納期限までに県指定金融機関、県指定代理金融機関、県内にある県収納代理金融機関、郵便局又は総合支庁へ納付書によって納めてください。なお、不足税額については、申告納入(納付)すべきであった期限の翌日から、税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告納入(納付)すべきであった期限の翌日から、この通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を納入(納付)しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。  
この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の日からまでのいずれかに該当するとき、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| 月 別   | 更正・決定税額  |     | 既に納入(納付)の確定した税額 |     | 差引増減税額  |     | 申告書提出期限  |         | 指定納期限 | 加算金 |        |               | 年 月 日 |
|-------|----------|-----|-----------------|-----|---------|-----|----------|---------|-------|-----|--------|---------------|-------|
|       | 課税標準たる重量 | (ア) | (イ)             | (ウ) | (ア)-(イ) | (ウ) | 申告書提出年月日 | 基礎となる税額 |       | 率   | 決定額(工) | 既に納付の確定した額(オ) |       |
| 年 月 分 | トン       | 円   | 円               | 円   | 円       | 円   |          |         |       |     | 円      | 円             | 円     |
| 年 月 分 |          |     |                 |     |         |     |          |         |       |     |        |               |       |
| 年 月 分 |          |     |                 |     |         |     |          |         |       |     |        |               |       |
| 合 計   |          |     |                 |     |         |     |          |         |       |     |        |               |       |

様式第21号

受付印

産業廃棄物税更正請求書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 番

地方税法第20条の9の3第1項（第2項）の規定により、下記のとおり更正の請求をします。

| 最終処分場                                   | 所在地 | 更正請求前    |    | 更正請求後    |    |
|-----------------------------------------|-----|----------|----|----------|----|
|                                         | 名称  | 課税標準たる重量 | 税額 | 課税標準たる重量 | 税額 |
|                                         |     | トン       | 円  | トン       | 円  |
|                                         |     | トン       | 円  | トン       | 円  |
|                                         |     | トン       | 円  | トン       | 円  |
| 更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項 |     |          |    |          |    |

- （注） 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。  
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。



別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

| 最終処分場の名称                                           |                    |           |                            |                    |             |                       |           |           |
|----------------------------------------------------|--------------------|-----------|----------------------------|--------------------|-------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 区 分                                                | 重量による搬入            |           | 容量による搬入<br>(重量による計測が困難な場合) |                    |             |                       |           |           |
|                                                    | 重量                 |           | 容量<br>(ア)                  |                    | 換算係数<br>(イ) | 換算して得た重量<br>(ア) × (イ) |           |           |
| 産業廃棄物の種類                                           | 更正<br>請求前          | 更正<br>請求後 | 更正<br>請求前                  | 更正<br>請求後          |             |                       | 更正<br>請求前 | 更正<br>請求後 |
|                                                    | トン                 | トン        | m <sup>3</sup>             | m <sup>3</sup>     | トン          |                       | トン        |           |
| 燃え殻                                                |                    |           |                            |                    | 1.14        |                       |           |           |
| 汚泥                                                 |                    |           |                            |                    | 1.10        |                       |           |           |
| 廃油                                                 |                    |           |                            |                    | 0.90        |                       |           |           |
| 廃プラスチック類                                           |                    |           |                            |                    | 0.35        |                       |           |           |
| 紙くず                                                |                    |           |                            |                    | 0.30        |                       |           |           |
| 木くず                                                |                    |           |                            |                    | 0.55        |                       |           |           |
| 繊維くず                                               |                    |           |                            |                    | 0.12        |                       |           |           |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物  |                    |           |                            |                    | 1.00        |                       |           |           |
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 |                    |           |                            |                    | 1.00        |                       |           |           |
| ゴムくず                                               |                    |           |                            |                    | 0.52        |                       |           |           |
| 金属くず                                               |                    |           |                            |                    | 1.13        |                       |           |           |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず                              |                    |           |                            |                    | 1.00        |                       |           |           |
| 鉱さい                                                |                    |           |                            |                    | 1.93        |                       |           |           |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物          |                    |           |                            |                    | 1.48        |                       |           |           |
| 動物のふん尿                                             |                    |           |                            |                    | 1.00        |                       |           |           |
| 動物の死体                                              |                    |           |                            |                    | 1.00        |                       |           |           |
| ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                          |                    |           |                            |                    | 1.26        |                       |           |           |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物                |                    |           |                            |                    | 1.00        |                       |           |           |
| 計                                                  | (ウ)                | (エ)       | /                          |                    |             | (オ)                   | (カ)       |           |
| 合 計                                                | 更正請求前<br>(ウ) + (オ) |           | トン                         | 更正請求後<br>(エ) + (カ) |             | トン                    |           |           |

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。  
 2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第22号

受付印

産業廃棄物税納税管理人 設定  
変更 申告書  
異動

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 番

産業廃棄物税に係る納税管理人について 定 め た  
変 更 し た ので、山形県産業廃棄物税条  
申告をした事項に異動を生じた  
例第21条の規定により、下記のとおり申告します。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 最終処分場 | 所在地 |  |
|       | 名称  |  |

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| 納税管理人を定める(変更する)必要が生じた日<br>又は申告をした事項に異動を生じた日 | 年 月 日 |
|---------------------------------------------|-------|

|       |   |               |  |
|-------|---|---------------|--|
| 納税管理人 | 新 | 住(居)所又は所在地    |  |
|       |   | 電 話 番 号       |  |
|       |   | 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
|       |   | 職 業 ( 業 種 )   |  |
|       | 旧 | 住(居)所又は所在地    |  |
|       |   | 電 話 番 号       |  |
|       |   | 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
|       |   | 職 業 ( 業 種 )   |  |

|                                         |  |
|-----------------------------------------|--|
| 納税管理人を定めた(変更した)理由<br>又は申告をした事項に異動を生じた理由 |  |
|-----------------------------------------|--|

上記のとおり、納税管理人になることを承諾しました。相違ありません。

年 月 日

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

様式第23号

受付印

産業廃棄物税納税管理人 設定  
変更承認申請書  
異動

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 番

産業廃棄物税に係る納税管理人について 定 め た い  
変 更 し た い ので、山形県産業廃棄物税  
承認を受けた事項に異動を生じた

条例第21条の規定により、下記のとおり申告します。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 最終処分場 | 所在地 |  |
|       | 名称  |  |

|                                              |       |
|----------------------------------------------|-------|
| 納税管理人を定める(変更する)必要が生じた日<br>又は承認を受けた事項に異動を生じた日 | 年 月 日 |
|----------------------------------------------|-------|

|       |   |               |  |
|-------|---|---------------|--|
| 納税管理人 | 新 | 住(居)所又は所在地    |  |
|       |   | 電 話 番 号       |  |
|       |   | 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
|       |   | 職 業 ( 業 種 )   |  |
|       | 旧 | 住(居)所又は所在地    |  |
|       |   | 電 話 番 号       |  |
|       |   | 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
|       |   | 職 業 ( 業 種 )   |  |

|                                          |  |
|------------------------------------------|--|
| 納税管理人を定める(変更する)理由<br>又は承認を受けた事項に異動を生じた理由 |  |
|------------------------------------------|--|

上記のとおり、納税管理人になることを承諾しました。相違ありません。

年 月 日

住(居)所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

様式第24号

産業廃棄物税納税管理人 承認  
不承認 通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者  
住(居)所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長  
氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税に係る納税管理人の 設定  
変更 について、下  
異動

記のとおり 承認 しました ので通知します。  
承認 しませんでした

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 最終処分場 | 所在地 |  |
|       | 名称  |  |

承認 年 月 日 年 月 日

承認しない場合の理由

様式第25号

受付印

産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話 \_\_\_\_\_ 番

地方税法第733条の6第2項の規定により、産業廃棄物税の納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 最終処分場 | 所在地 |  |
|       | 名称  |  |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 納税管理人を定める<br>必要が生じた日 | 年 月 日 |
|----------------------|-------|

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 産業廃棄物税の徴収の確保に支障がない理由<br>(納入(納付)方法等) |  |
|-------------------------------------|--|

|     |  |
|-----|--|
| 備 考 |  |
|-----|--|

様式第26号

産業廃棄物税納税管理人不設定 認定  
不認定 通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長  
氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税に係る納税管理人の不設定について、下記  
のとおり 認定 しました ので通知します。  
認定しませんでした

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 最終処分場 | 所在地 |       |
|       | 名称  |       |
| 認定年月日 |     | 年 月 日 |

|            |  |
|------------|--|
| 認定しない場合の理由 |  |
|------------|--|

様式第27号

受付印

産業廃棄物埋立処分 終了  
休止 届出書  
再開

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者  
住（居）所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印  
電話 番

最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を 終了した  
休止した ので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第10条  
再開した  
の規定により、下記のとおり届け出ます。

|                       |             |       |
|-----------------------|-------------|-------|
| 最終処分場                 | 所在地         |       |
|                       | 名称          |       |
| 終了し、休止し、又は<br>再開した年月日 |             | 年 月 日 |
| 休止した場合                | 休止理由        |       |
|                       | 再開予定<br>年月日 | 年 月 日 |

（注） 埋立処分終了の届出において、産業廃棄物税特別徴収義務者証票を亡失しているときは、下記に必要事項を記入してください。

|                         |       |      |
|-------------------------|-------|------|
| 亡失した産業廃棄物税<br>特別徴収義務者証票 | 交付年月日 | 登録番号 |
|                         | 年 月 日 | 第 号  |
| 亡失した年月日                 | 年 月 日 |      |
| 亡失した理由                  |       |      |

（注） 登録番号の欄には、亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票の番号を記入してください。

山形県産業廃棄物税基金条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第86号

山形県産業廃棄物税基金条例の施行期日を定める規則

山形県産業廃棄物税基金条例(平成18年3月県条例第18号)の施行期日は、平成18年10月1日とする。

## 告 示

山形県告示第685号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称            | 所 在 地          | 認定期間                        |
|----------------|----------------|-----------------------------|
| 医療法人社団小白川至誠堂病院 | 山形市東原一丁目12番26号 | 平成18年7月1日から<br>平成21年6月30日まで |
| 鶴岡市立荘内病院       | 鶴岡市泉町4番20号     | 平成18年7月1日から<br>平成21年6月30日まで |

山形県告示第686号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------------|---------------------|-----------|
| 工 藤 医 院                   | 東根市大字羽入2096番地4      | 平成18.5.15 |
| か め が さ き 整 形 外 科         | 酒田市亀ヶ崎三丁目2番13号      | 同 5.18    |
| 宝 田 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク     | 鶴岡市宝田一丁目9番80号       | 同 6.1     |
| く の も と 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク | 長井市九野本805番地16       | 同         |
| さ と う 眼 科 ク リ ニ ッ ク       | 酒田市亀ヶ崎五丁目5番22号      | 同         |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 長 井 店       | 長井市高野町一丁目4番15号      | 同         |
| 医療法人社団愛康会こばやしクリニック        | 鶴岡市藤浪四丁目111番2号      | 同         |
| 有限会社 ア リ カ ベ 薬 局          | 米沢市中央一丁目11番5号       | 同         |
| 福 田 歯 科 ク リ ニ ッ ク         | 天童市老野森二丁目14番7号      | 同         |
| 近 藤 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク       | 長井市高野町一丁目4番14-1号    | 同 6.2     |
| や さ く 医 院                 | 山形市成沢西五丁目6番22号      | 同 6.6     |



## 山形県告示第687号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日     |
|---------------|--------------------|-----------|
| やさく医院         | 山形市成沢西五丁目6番22号     | 平成18.3.31 |
| 工藤医院          | 東根市大字羽入2098番地4     | 同         |
| 佐藤医院          | 西村山郡西川町大字海味418番地   | 同 4.14    |
| 小屋医院          | 山形市鉄砲町一丁目4番35号     | 同 4.28    |
| こばやしクリニック     | 鶴岡市藤浪四丁目111番2号     | 同 4.30    |
| さとう眼科クリニック    | 酒田市亀ヶ崎五丁目5番22号     | 同         |
| ア리카ベ薬局        | 米沢市中央一丁目11番5号      | 同         |
| 橋本こどもクリニック    | 山形市瀬波一丁目1番36号      | 同         |
| 宝田整形外科クリニック   | 鶴岡市宝田一丁目9番80号      | 同         |
| 公立置賜川西診療所玉庭分院 | 東置賜郡川西町大字玉庭6708番地5 | 同 5.31    |
| 菅原歯科医院        | 酒田市中央西町1番20号       | 同 6.10    |

## 山形県告示第688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者名 | 指定施術機関の所在地     | 指定年月日    |
|-----------|------|----------------|----------|
| やはぎ接骨院    | 矢萩 裕 | 山形市宮町四丁目21番27号 | 平成18.6.1 |

## 山形県告示第689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日    |
|-------------------------|------------------------------|--------------------|----------|
| デイサービスセンター友結            | 介護予防通所介護                     | 山形市桜田西一丁目13番9号     | 平成18.5.1 |
| 株式会社デイサービスセンターひまわり      | 介護予防通所介護                     | 東置賜郡高畠町大字上平柳2167番地 | 同 6.1    |
| 酒田市立酒田病院地域医療室           | 居宅介護支援                       | 酒田市千石町二丁目3番20号     | 同        |
| ソーレホーム寒河江ヘルプステーション      | 訪問介護<br>介護予防訪問介護             | 寒河江市越井坂町142番1号     | 同        |
| 鶴岡地域福祉事業所ヘルプステーション海老島   | 介護予防訪問介護                     | 鶴岡市長者町17番18号       | 同        |
| ソーレホーム寒河江デイサービス         | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 寒河江市越井坂町142番1号     | 同        |
| 高畠町地域包括支援センター           | 介護予防支援                       | 東置賜郡高畠町大字高畠379番地の1 | 同        |
| グループホームリバーヒル長井          | 介護予防認知症対応型通所介護               | 長井市寺泉3081番地21      | 同        |
| 飯豊町介護老人保健施設「美の里」        | 通所リハビリテーション                  | 西置賜郡飯豊町大字椿3654番1   | 同        |
| 株式会社ウエルランド小国事業所         | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売     | 同 小国町大字緑町三丁目30番    | 同 6.7    |
| 株式会社コムスン米沢ケアセンター        | 介護予防訪問介護                     | 米沢市金池六丁目3番9号       | 同 6.8    |
| グループホームひまわり             | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 鶴岡市稲生一丁目3番5号       | 同 6.9    |
| テンドリーハウスひまわり            | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 同 みどり町22番7-2号      | 同        |
| 訪問看護ステーション「かがやき」        | 居宅介護支援                       | 酒田市中町三丁目3番18号      | 同        |
| ソーレホーム前田デイサービス          | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 山形市前田町14番8号        | 同 6.14   |
| ソーレホーム前田ヘルプステーション       | 訪問介護<br>介護予防訪問介護             | 同                  | 同        |
| 最上町社会福祉協議会「指定通所介護事業所」   | 介護予防通所介護                     | 最上郡最上町大字向町43番地の1   | 同 6.16   |
| 最上町社会福祉協議会「指定訪問入浴介護事業所」 | 介護予防訪問入浴介護                   | 同                  | 同        |
| 最上町社会福祉協議会「指定訪問介護事業所」   | 介護予防訪問介護                     | 同                  | 同        |
| 花の里指定通所介護事業所            | 介護予防通所介護                     | 米沢市大字笹野170番地       | 同 6.20   |
| 花の里指定訪問介護事業所            | 介護予防訪問介護                     | 同                  | 同        |
| 花の里指定短期入所生活介護事業所        | 介護予防短期入所生活介護                 | 同                  | 同        |

|                    |            |                      |   |
|--------------------|------------|----------------------|---|
| あすなる白旗デイサービスセンター   | 認知症対応型通所介護 | 同 大字三沢字白旗八の26113番地65 | 同 |
| あすなる窪田デイサービスセンター   | 認知症対応型通所介護 | 同 窪田町窪田1421番地1       | 同 |
| 株式会社サン十字ホームヘルプサービス | 介護予防訪問介護   | 同 中田町751番地1          | 同 |
| 株式会社サン十字訪問入浴介護サービス | 介護予防訪問入浴介護 | 同                    | 同 |
| デイサービス「言葉の泉」       | 介護予防通所介護   | 同                    | 同 |
| いおり訪問介護サービス        | 介護予防訪問介護   | 同 窪田町小瀬490番地1        | 同 |

## 山形県告示第690号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類              | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|---------------|----------------------------|----------------|------------|
| 市立酒田病院        | 居宅療養管理指導<br>訪問看護<br>居宅介護支援 | 酒田市千石町二丁目3番20号 | 平成17.10.31 |
| グループホームあすなる南陽 | 認知症対応型共同生活介護               | 南陽市宮内2767番地15  | 平成18.3.29  |

## 山形県告示第691号

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定試験実施機関の名称      | 指定試験実施機関の所在地    | 指定年月日      | 指定期間                     |
|------------------|-----------------|------------|--------------------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 | 山形市小白川町二丁目3番31号 | 平成18年6月21日 | 平成18年6月21日から平成23年3月31日まで |

## 山形県告示第692号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|------------------------------|---------------------------|-------------|-----------|
| 医療法人 杏山会<br>長井市成田1621番地      | ライフサポート杏の里<br>長井市成田1621番地 | 居宅介護        | 平成18.6.20 |

山形県告示第693号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋藤 弘

| 名 称              | 変更事項   | 変 更 内 容       |            |
|------------------|--------|---------------|------------|
|                  |        | 変 更 前         | 変 更 後      |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 事務所所在地 | 長井市高野町二丁目3番1号 | 長井市台町4番24号 |
|                  |        | 山形市江俣一丁目9番26号 | 同 左        |
|                  |        | 酒田市若浜町1番40号   | 同 左        |

山形県告示第694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋藤 弘

| 届出者の名称  | 地 区 名 | 事 業 の 名 称 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------|-------|-----------|---------------|
| 高 畠 町 佐 | 沢 基   | 盤 整 備 事 業 | 平成18年5月17日    |

山形県告示第695号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 東根都市計画地区計画
  - (2) 名 称 東根市神町北部地区地区計画
- 2 縦覧の場所
 

土木部都市計画課

山形県告示第696号

次の開発行為は、完了した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 許可番号
 

平成18年5月22日 指令村総建第5003号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 

西村山郡大江町大字小見字左南7番4、11番、12番2、24番、24番2、25番、26番、27番、28番、29番1、29番2、30番、36番、38番、38番2、40番、41番2、41番3、42番、43番、44番、44番1、45番、45番2、46番、47番、49番、50番、51番、718番、755番、50番先、755番先
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称

東京都千代田区有楽町一丁目12番 1号  
株式会社二チ口

山形県告示第697号

次の開発行為は、完了した。

平成18年 6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年 3月30日 指令村総建第5067号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町字中山191番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
天童市鎌田一丁目13番 1号  
野口鉱油株式会社

山形県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年 6月30日から同年 7月13日まで縦覧に供する。

平成18年 6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 上山市金瓶字湯坂山20番13から  
同 20番36まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 7月 1日

山形県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年 6月30日から同年 7月13日まで縦覧に供する。

平成18年 6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長瀬野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|---------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 東根市大字蟹沢字羽黒堂638番 1 から<br>同 字南町23番 5 まで | 旧    | 6.0メートル<br>と<br>42.0 | メートル<br>481 |
| 同 上                                   | 新    | 6.0メートル<br>と<br>42.0 | 同 上         |

山形県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年 6月30日から同年 7月13日まで縦覧に供する。

平成18年 6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 長瀬野田線

- 2 供用開始の区間 東根市大字蟹沢字羽黒堂638番1から  
同 字南町23番5まで
- 3 供用開始の期日 平成18年7月3日

## 山形県告示第701号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売さばき人から、次のとおり証紙の売さばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                | 所在地          | 売りさばき所の所在地    | 廃止年月日      |
|--------------------------|--------------|---------------|------------|
| 山形県職員労働組合<br>執行委員長 大泉 敏男 | 山形市松波二丁目8番1号 | 長井市高野町二丁目3番1号 | 平成18. 6.16 |

## 山形県告示第702号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売さばき所の変更を次のとおり承認した。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名   | 売りさばき所の所在地     |               | 承認<br>年月日  |
|------------------------|----------------|---------------|------------|
|                        | 変更前            | 変更後           |            |
| 株式会社吉野屋<br>代表取締役 井上 晴雄 | 長井市高野町二丁目7番14号 | 同 左           | 平成18. 6.22 |
|                        |                | 長井市高野町二丁目3番1号 |            |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 会計責任者<br>の氏名 | 主たる事務所の所在地              | 届出年月日          |
|-----------|---------|--------------|-------------------------|----------------|
| 村山みのる後援会  | 平 勇 一   | 相 沢 秀 則      | 東村山郡山辺町大字山辺2723番地<br>の5 | 平成<br>18. 5.31 |
| 石川武利を励ます会 | 小 林 幸 一 | 佐 藤 俊 雄      | 東田川郡庄内町主殿新田字前割<br>15番地  | 同<br>6. 2      |
| 大場ひでお後援会  | 大 場 英 雄 | 鈴 木 俊 一      | 東根市板垣中通り35号             | 同<br>6. 5      |

## 山形県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政党

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 内 容            |                  | 届出年月日         |
|------------------|------------|----------------|------------------|---------------|
|                  |            | 新              | 旧                |               |
| 自由民主党山形県医療会支部    | 会計責任者      | 松下 鈞三郎         | 有海 躬行            | 平成<br>18.5.23 |
| 自由民主党大石田町支部      | 主たる事務所の所在地 | 北村山郡大石田町大字駒込97 | 北村山郡大石田町大字次年子15  | 同<br>5.30     |
|                  | 代表者        | 星川 憲一          | 森 哲男             |               |
|                  | 会計責任者      | 村岡 藤弥          | 芳賀 清             |               |
| 自由民主党21世紀山形をつくる会 | 代表者        | 渡辺 信吾          | 宇野 壽生            | 同<br>5.31     |
|                  | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字山辺822 | 西村山郡河北町地字田中195-3 |               |
| 自由民主党山形県宅建支部     | 会計責任者      | 田所 敬子          | 三浦 龍夫            | 同<br>6.13     |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称        | 異動事項       | 内 容              |                   | 届出年月日         |
|----------------|------------|------------------|-------------------|---------------|
|                |            | 新                | 旧                 |               |
| 山形県中小企業政策推進協議会 | 会計責任者      | 清水 潤一            | 清野 太              | 平成<br>18.5.18 |
| 山形県医師連盟        | 会計責任者      | 松下 鈞三郎           | 有海 躬行             | 同<br>5.23     |
| 西島英利山形県後援会     | 会計責任者      | 松下 鈞三郎           | 有海 躬行             | 同             |
| 山形県商工政治連盟      | 代表者        | 鈴木 俊幸            | 佐藤 達巳             | 同<br>5.31     |
|                | 会計責任者      | 小野 木 覺           | 宇佐美 信吉            |               |
| 石川たもつ後援会       | 代表者        | 石川 賢一            | 工藤 啓治             | 同<br>5.30     |
| 佐藤ひとし後援会       | 主たる事務所の所在地 | 東田川郡庄内町余目字梵天塚1番地 | 東田川郡庄内町余目字矢口97番地1 | 同<br>6.7      |
| 皆川満也後援会        | 代表者        | 皆川 邦生            | 鈴木 惣市             | 同<br>6.9      |
|                | 会計責任者      | 梅木 源也            | 皆川 邦生             |               |

|             |         |             |                     |           |
|-------------|---------|-------------|---------------------|-----------|
| 山形県行政書士政治連盟 | 政治団体の名称 | 山形県行政書士政治連盟 | 日本行政書士政治連盟<br>山形県支部 | 同<br>6.12 |
| 山形県不動産政治連盟  | 会計責任者   | 園部 実        | 川口 弘                | 同<br>6.13 |

## 山形県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|----------|--------------|---------------|
| 村山みのる後援会 | 解散           | 平成18. 4.30    |

## 山形県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠





(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | 村山みのる後援会 |
|----------------------------------|----------|
| 報告年月日                            | 18.5.31  |
| 収入総額                             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        |
| 本年收入額                            | 0        |
| 支出総額                             | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 0        |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             |          |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称                     | 野尻八郎後援会   |
|-----------------------------|-----------|
| 報告年月日                       | 18. 2. 10 |
| 収入総額                        | 742       |
| 前年繰越額                       | 742       |
| 本年収入額                       | 0         |
| 支出総額                        | 0         |
| 本年収入の内訳                     |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |           |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |           |
| 団体分                         |           |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |           |
| 政党匿名寄附                      |           |
| 事業収入(内訳別掲)                  |           |
| 交付金収入                       |           |
| 借入金(内訳別掲)                   |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |           |
| 支出の内訳                       |           |
| 経常経費                        | 0         |
| 人件費                         |           |
| 光熱水費                        |           |
| 備品・消耗品費                     |           |
| 事務所費                        |           |
| 政治活動費                       | 0         |
| 組織活動費                       |           |
| 選挙関係費                       |           |
| 事業費                         | 0         |
| 機関紙発行事業費                    |           |
| 宣伝事業費                       |           |
| パーティー事業費                    |           |
| その他の事業費                     |           |
| 調査研究費                       |           |
| 寄附・交付金                      |           |
| その他の経費                      |           |
| 資産等の有無                      | 無         |

山形県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | 村山みのる後援会 |
|----------------------------------|----------|
| 報告年月日                            | 18.5.31  |
| 収入総額                             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        |
| 本年收入額                            | 0        |
| 支出総額                             | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費  金額<br>員数(人)            |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 0        |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             |          |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年6月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|---------|-----------|-------------|--------|------------|
| 大場 英雄  | 東根市議会議員 | 大場ひでお後援会  | 東根市板垣中通り35号 | 大場 英雄  | 平成18. 6. 5 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ベにばな
  - (2) 代表者の氏名  
佐々木 良子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市城西町四丁目2番38号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、山形市及び通所可能な村山地区に住む知的障害者に対して、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するために、多様な福祉サービスを提供し、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 山形わたげの会
  - (2) 代表者の氏名  
神尾 智江
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市上町一丁目9番17号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、誠意をもって、手助けを必要とする人に、手助けできる人が福祉サービスを提供し、共に協力し合って、豊かで住みよい生きがいのある地域社会をめざしていくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 まごころサービス長井
  - (2) 代表者の氏名  
金子 芙美子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市館町北6番19号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、「明るく、やさしく、真心で」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざします。また、行政と協働した事業の推進を図りながら、生きがいのある社会を形成していくことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 工房せい
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 徳男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大山三丁目36番35号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害をもつ児童及び青年・成人期の人たちに、日常生活を、できる限り自立できるような生活習慣と、地域社会で普通に生活できる能力を身につけるよう、個々の能力に応じた支援及び援助を行うことにより、地域で当たり前の生活を営むことができるようにすることを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおけるパソコン管理システム導入・運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ラーニングルーム
  - (2) 日時 平成18年7月11日(火) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークにおけるパソコン管理システム導入・運用業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 契約締結日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、国又は地方公共団体においてパソコンの台数が5,000台以上の規模での導入及び運用管理の実績があることを証明できること。
- (3) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。
- ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。
- ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)3198
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成18年7月6日(木)午後3時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書
- ロ 3の(2)から(4)までに係る証明書、仕様書その他必要な書類
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立米沢女子短期大学教育用コンピューターシステムの賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月30日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市通町六丁目15番1号 山形県立米沢女子短期大学小会議室(1階)
- (2) 日 時 平成18年8月9日(水) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立女子短期大学教育用コンピュータシステムの賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年10月1日から平成22年9月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (4) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (5) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市通町六丁目15番1号 山形県立米沢女子短期大学教務学生課 電話番号0238(22)7330

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(3)及び(4)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年7月25日(火)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。



- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured : Lease service of computers for Yamagata Prefectural Yonezawa Women's Junior College:1set  
(2) Time-limit for tender : 11:00A.M. August 9, 2006  
(3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Yonezawa Women's Junior College, 15-1 Torimachi 6-chome, Yonezawa-shi, Yamagata-ken 992-0025 Japan TEL0238-22-7330

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県新財務会計システム開発事業に係る構築運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月30日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)  
(2) 日 時 平成18年8月9日(水) 午前9時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県新財務会計システム開発事業に係る構築運用業務 一式  
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで  
(4) 履行場所 入札説明書による。  
(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を平成18年7月31日(月)までに提出すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1)から(3)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(4)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。  
(1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。  
(2) 国、都道府県若しくは政令指定都市の財務会計システム又は類似のシステムに係る開発及び運用業務を受託した実績があること(共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。)を証明できること。  
(3) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。  
(4) 共同企業体のすべての構成員が(1)の要件を満たしていること。  
(5) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。  
(6) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。  
(7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。  
(8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局総務課新財務会計推進担当 電話番号023(630)2168

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

### (1) 落札者の決定方法

イ 次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、落札者決定基準（技術評価基準）により算出された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であり、有効な入札を行っていること。

(ロ) 提案書の内容が、落札者決定基準（技術評価基準）で指定する必須項目をすべて満たしていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

更に、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を750点、価格点を250点とする。なお、技術点の内訳は次のとおりとする。

| 評価項目(大項目)  | 項目数 | うち必須項目 | 配点  |
|------------|-----|--------|-----|
| A 開発の方向性   | 3   | 1      | 70  |
| B サブシステム   | 14  | 3      | 240 |
| C インフラ設計   | 10  | 5      | 220 |
| D プロジェクト管理 | 7   | 2      | 120 |
| E 構築運用プロセス | 5   | 1      | 80  |
| F その他      | 2   | 1      | 20  |
| 合計         | 41  | 13     | 750 |

(3) 技術点の評価方法 提案書の内容が、落札者決定基準（技術評価基準）で指定する必須項目の最低限の要求要件を満たしているかを判断し、これをすべて満たしているものには、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点 = 250点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては3の(4)から(8)までに係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成18年7月14日(金)までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Construction operation for New Yamagata Prefectural Financial Accounting System : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 9:00A.M. August 9, 2006
- (3) Contact point for the notice : New Financial Accounting Promotion Section , General Affairs Division , Treasury Bureau , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2168

正 誤

|            |              |     |   |   |   |
|------------|--------------|-----|---|---|---|
| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
| 平成18. 3.22 | 第1726号       | 365 | 3 |   |   |

誤

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 富樫文雄後援会 | 野尻八郎後援会 | 佐藤正志後援会 |
|         |         |         |

正

|         |         |
|---------|---------|
| 富樫文雄後援会 | 佐藤正志後援会 |
|         |         |

|   |      |         |    |       |                                                                                                                             |                                                                                                                                              |
|---|------|---------|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同 | 4. 1 | 号外 (21) | 4  | 20    | 「前各項」                                                                                                                       | 「前各項の規定による」                                                                                                                                  |
|   | 同    | 同       | 同  | 同     | 「、前2項」                                                                                                                      | 「、前2項の規定による」                                                                                                                                 |
|   | 同    | 同       | 同  | 同     | 「前3項」                                                                                                                       | 「、前各項」                                                                                                                                       |
|   | 同    | 同       | 同  | 同     | 「前2項」                                                                                                                       | 「、前2項」                                                                                                                                       |
|   | 同    | 同       | 5  | 下から6  | 「専従許可」                                                                                                                      | 「専従許可を」                                                                                                                                      |
|   | 同    | 同       | 同  | 下から5  | という。)                                                                                                                       | という。)を                                                                                                                                       |
|   | 同    | 同       | 同  | 下から4  | 「大学院修学休業」                                                                                                                   | 「大学院修学休業を」                                                                                                                                   |
|   | 同    | 同       | 同  | 下から3  | 以下同じ。)                                                                                                                      | 以下同じ。)を                                                                                                                                      |
|   | 同    | 同       | 6  | 下から14 | 「100分の4」を「100分の2」に、「100分の8」を「100分の4」に、「100分の12」を「100分の6」に、「100分の16」を「100分の8」に、「100分の20」を「100分の10」に、「100分の25」を「100分の12」に改める。 | 「100分の4<br>100分の8<br>100分の12<br>100分の16<br>100分の20<br>100分の25」<br>を<br>「100分の2<br>100分の4<br>100分の6<br>100分の8<br>100分の10<br>100分の12」<br>に改める。 |
|   | 同    | 同       | 50 | 29    | 同項中                                                                                                                         | 同項各号列記以外の部分中                                                                                                                                 |
|   | 同    | 同       | 同  | 33    | 「暫定給料月額」                                                                                                                    | 「暫定給料月額を」                                                                                                                                    |
|   | 同    | 同       | 同  | 34    | という。)                                                                                                                       | という。)を                                                                                                                                       |

平成18年 6月30日印刷  
平成18年 6月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056